# 情報公開について

平成14年10月1日から「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(情報公開法)が施行されました。

情報公開法は、独立行政法人等の保有する文書(法人文書)について、誰でもその開示を請求することができる権利を定めています。この開示請求権を手段として、独立行政法人等が国民に対して持つアカウンタビリティ(説明責務)を全うすることと、独立行政法人等のあり方を最終的に決定するのは国民であることを明確にして、民主的で透明な業務運営を行うことを目的にしています。

独立行政法人自動車技術総合機構においても、本法律に基づき、法人文書の公開が適正 かつ円滑に実施されるよう情報公開のための窓口を設け、事務処理を行っています。

### 1 開示請求の対象となる法人文書

開示請求の対象となる「法人文書」は、一定の媒体に記録された「文書、図画及び電磁的記録」です。その範囲は、「職員が職務上作成・取得したもの」であって「職員が組織的に用いるもの」として「独立行政法人等が保有しているもの」とされています。

なお、書店等で購入できるものや図書館等の施設を利用するなどにより一般にその内容を容易に知り得るもの(官報、白書、新聞、雑誌、書籍等)、公文書等において歴史的・文化的な資料として価値があるために特別の管理がされているものは、情報公開法の対象外となります。

# 2 開示請求できる人

情報の開示請求は、企業、団体、個人を問わず、どなたでもできます。

# 3 開示請求の方法

開示請求書を本部総務部の情報公開窓口に提出して請求します。 なお、請求は郵送でも可能ですが、電子メールやFAXによる請求はできません。

※ 開示請求書は、このホームページからのダウンロードあるいは、本部及び検査部、事 務所の地方機関で入手できます。

開示請求書の提出先(情報公開窓口)並びに問い合わせ先

#### **T**160-0003

東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル4F 独立行政法人自動車技術総合機構 総務部 総務課

Tel 03 - 5363 - 3441

# 受付時間

土曜、日曜、祝祭日を除く毎日の9時から12時と13時から17時まで

#### 4 請求文書の特定

請求書では、請求する法人文書を特定する必要があり、具体的に法人文書名等を明らかにしていただくことになります。

法人文書の名前等が分からない場合については、お知りになりたい内容を具体的に明記して、情報公開窓口で相談のうえ、請求する法人文書を特定して頂くことになります。

なお、法人文書名のリストは、情報公開窓口で閲覧することができます。

## 5 手数料

開示請求をするときは、請求1件につき300円の開示手数料が必要になります。

また、請求の結果、開示が可能とされた文書を閲覧したり、写し(コピー)の交付を請求する場合は、別途開示実施手数料が必要となります。

(例えば) 文書の閲覧 100枚まで 100円

200枚まで 200円

コピー A4一枚につき10円

- ※ 開示実施手数料は、合計300円までは無料となります。
- ※ 開示請求手数料及び開示実施手数料は、窓口に来訪し現金を納入されるか、窓口に 来訪若しくは郵送により郵便為替証書を納付していただくこととなります。

#### 6 開示・不開示の決定

情報公開法では、次に掲げるような情報等(不開示情報)が記録されている場合を除き、 開示することを原則としております。

なお、請求された文書を開示するかどうかの決定は、原則30日以内に行い、請求者に 文書で通知します。

- 1. 特定の個人を識別できるような個人情報
- 2. 事業を営む個人、法人、団体に関する情報で、公にすると財産権などを侵害するおそれのあるもの

- 3. 公にすると外交や国防に不利益を生じさせるおそれのあるもの
- 4. 公にすると公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるもの
- 5. 国、独立行政法人等及び地方公共団体の情報で、公にすると意志決定などの中立性を 損なうおそれのあるもの
- 6. 国、独立行政法人等及び地方公共団体の情報で、公にすると事務や事業の遂行に支障 を及ぼすおそれのあるもの

## 7 不開示の場合

請求した文書が不開示とされた場合、異議申し立てを行うことができます。

独立行政法人等が異議し立てを受けたときは、内閣府に設置される情報公開審査会に諮問を行い、その答申を尊重しつつ裁決等を行うこととされています。

なお、開示決定の処分や異議申し立てに対する裁決等について、裁判所に行政事件訴訟 (情報公開訴訟)を提起することができます。

#### 8 開示の実施

開示の実施方法については、閲覧又は写しの交付等により行うこととされており、閲覧 については、情報公開窓口等で実施することとなります。

なお、写しの交付を希望される場合は、窓口での交付のほか郵送も可能です。この場合、 別途郵送料(郵便切手を同封)が必要となります。